

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構節電実行計画

平成23年5月13日開催の電力需給緊急対策本部において取りまとめられた政府の節電実行基本方針及び防衛省の節電実行計画に基づき、駐留軍等労働者労務管理機構における使用電力量の抑制を自ら実行するため、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構節電実行計画を以下のとおり定める。

1 節電の数値目標

東京電力管内及び東北電力管内の需要設備（これらの電気事業者の管内に所在する本部及び支部であってこれらの電気事業者との契約単位となっているものをいう。以下同じ。）について、原則として、ピーク期間・時間帯における使用電力量を基準電力値（※）に比して、少なくとも15%抑制する。

※原則、昨年と同期間・時間帯の1時間単位の最大使用電力の値。

2 実施期間

本節電実行計画の実施期間は、平成23年7月から同年9月までの間

3 節電に係る具体的取組

ピーク期間・時間帯の使用電力量を抑制し、上記1の15%抑制を達成するため、以下の区分により別表に掲げる具体的取組の中から可能なものを全て選択の上、節電を実施するとともに、それぞれの創意工夫によりあらゆる節電手段を積極的に講ずる。

- (1) 動力電源に係る節電
- (2) 電灯設備に係る節電
- (3) OA機器等に係る節電
- (4) 節電の取組内容等の職員への周知
- (5) その他

4 進捗管理の実施

- (1) 節電対策の取組状況を確認し、進捗を管理する。
- (2) 実施期間後、節電対策の実績を取りまとめ、公表する。